

(仮 称) 長 万 部 風 力 発 電 事 業
環 境 影 響 評 価 方 法 書 に つ い て の
意 見 の 概 要 と 事 業 者 の 見 解

令和 6 年 7 月

長万部風力開発株式会社

(白紙のページ)

目次

第1章 環境影響評価方法書の公告及び縦覧	1
1. 環境影響評価方法書の公告及び縦覧	1
(1) 公告の日	1
(2) 公告の方法	1
(3) 縦覧場所	2
(4) 縦覧期間	2
(5) 縦覧回数	2
2. 環境影響評価方法書についての説明会の開催	3
(1) 公告の日及び公告方法	3
(2) 開催日時、開催場所及び来場者数	3
3. 環境影響評価方法書についての意見の把握	4
(1) 意見書の提出期間	4
(2) 意見書の提出方法	4
(3) 意見書の提出状況	4
第2章 環境影響評価方法書について提出された環境の保全の見地からの意見の概要とこれに対する事業者の見解	5

(白紙のページ)

第 1 章 環境影響評価方法書の公告及び縦覧

1. 環境影響評価方法書の公告及び縦覧

「環境影響評価法」第 7 条の規定に基づき、当社は環境の保全の見地からの意見を求めるため、環境影響評価方法書（以下「方法書」という。）を作成した旨及びその他事項を公告し、方法書及びその要約書を公告の日から起算して 1 月間縦覧に供した。

(1) 公告の日

令和 6 年 3 月 28 日（木）

(2) 公告の方法

① 日刊新聞紙による公告 [別紙 1 参照]

令和 6 年 3 月 28 日（木）付けの以下の日刊新聞紙に「公告」を掲載した。

- ・北海道新聞（朝刊）
- ・函館新聞（朝刊）

※令和 6 年 4 月 9 日（火）に開催した説明会についての公告を含む。

② 広報による公告 [別紙 2 参照]

下記の広報に「お知らせ」を掲載した。

- ・広報おしゃまんべ 3 月号、4 月号

③ インターネットによるお知らせ [別紙 3 参照]

以下のホームページに「お知らせ」を掲載した。

- ・北海道のウェブサイト
- ・長万部町のウェブサイト
- ・当社 ウェブサイト

(3) 縦覧場所

地方公共団体庁舎等 2 か所及びインターネットの利用による縦覧を実施した。

① 地方公共団体庁舎

- ・北海道渡島総合振興局保健環境部環境生活課 : 北海道函館市美原 4 丁目 6-16
- ・長万部役場 : 北海道山越郡長万部町長万部 453-1

② インターネットの利用

当社ホームページに方法書の内容を掲載した。

<https://data.jwd.co.jp/info/oshamambe/>

(4) 縦覧期間

令和 6 年 3 月 28 日（木）から令和 6 年 5 月 9 日（木）までとした。

地方公共団体庁舎等は土・日・祝日を除く開庁時とし、インターネットは常時アクセス可能とした。

(5) 縦覧回数

縦覧者数（意見書箱への投函者数）は 0 名であった。

（内訳）北海道渡島総合振興局保健環境部環境生活課 0 名
長万部町役場 0 名

（参考）インターネットによる閲覧 343 件

2. 環境影響評価方法書についての説明会の開催

「環境影響評価法」第7条の2の規定に基づき、方法書の記載事項を周知するための説明会を開催した。

(1) 公告の日及び公告方法

説明会の開催公告は、方法書の縦覧等に関する公告と同時に行った。

[別紙1 参照]

(2) 開催日時、開催場所及び来場者数

説明会の開催日時、開催場所及び来場者数は以下のとおりである。

- ・開催日時：令和6年4月9日（火）18時00分から19時30分まで
- ・開催場所：多目的活動センターあつまんべ（長万部町長万部36-2）
- ・来場者数：10名

3. 環境影響評価方法書についての意見の把握

「環境影響評価法」第8条の規定に基づき、当社は環境の保全の見地からの意見を有する者の意見書の提出を受け付けた。

[別紙4 参照]

(1) 意見書の提出期間

令和6年3月28日（木）から令和6年5月23日（木）までの間

（縦覧期間及びその後2週間とし、郵送の受付は当日消印まで有効とした。）

(2) 意見書の提出方法

- ① 縦覧場所及び説明会会場に備え付けた意見書箱への投函
- ② 当社への郵送による書面の提出

(3) 意見書の提出状況

意見書の提出は3通、意見総数は32件であった。

第2章 環境影響評価方法書について提出された環境の保全の見地からの意見の概要とこれに対する事業者の見解

「環境影響評価法」第8条第1項の規定に基づき、環境影響評価方法書について、環境の保全の見地から提出された意見は32件であった。それに対する事業者の見解は表2-1のとおりである。

表2-1 環境影響評価方法書について提出された意見の概要と事業者の見解

(意見書1)

No.	意見の概要	事業者の見解
1	本意見書は御社が計画中の標記事業の環境影響評価の方法に対し配慮すべき項も含め意見するものである。また事業化へは多様な環境保全評価を望むものである。 総括的事項 (1)事業計画区域は渡島半島北東部、長万部町の市街地に隣接。 位置は長万部公園から尾張別(三等三角点252.2m)稜線とフラノベツ川をはさみ二又(三等三角点473m)稜線を分ける2級河川長万部川支流の土津田川源流の二股山(568.7m)に到る流域、国有林が主で林道、河川含めほぼ保安林である。 計画区域の複雑な丘陵が河川を分け、泥岩や火山性角礫岩など堆積岩が表土を形成する。なお、計画区域に砂岩や凝灰岩などの断層面が走っている。 計画区域一帯は東西南北に小ピークが連続する尾根にあたり、斜面にはトドマツなど植林地もあるが標高250~500m主稜線にはブナを中心に落葉広葉樹林がみられる。紋別川をはさみ西側に美利河鳥獣保護区及び特定植物群落の美利河ブナ林が近接し、南部にも花岡鳥獣保護区が同じく川をはさみ位置する。計画区域には草本としサルメンエビネ、ツバメオモトなどが群生し生育しているとみられる。 鳥類は流域にクマタカ、ノスリ、森林にクマゲラなどの大型鳥類などみられ、管理鳥獣のヒグマ、エゾシカの痕跡も多く生態系が保たれた重要な地域となっており土砂流出防備保安林である。 環境影響評価を実施するにあたって起伏のある地形から土石流災害、断層面や保安林機能への影響、長万部町は井戸水施設を有することから最新の知見及び評価手法を採用し簡明となるような定量的方法を用いること。	地元における環境情報を共有いただきありがとうございます。頂いた環境情報も参考として、今後、現地調査を実施いたします。 土砂災害については、別途森林法に定められた林地開発許可制度の中で、自治体関係部署と協議を行い、濁水対策設備の設計や対策を今後詳細に検討し、周辺の水環境に配慮のうえ、土砂災害の対策を講じた事業計画を策定いたします。 環境影響評価にあたっては、最新の知見及び評価手法に関して情報収集し、内容が簡明となるよう、定量的な方法を用いた予測及び評価に努めます。
2	(2)本事業は、総出力4万8千kWの風力発電所を設置する計画とし、12基を計画区に設置することから、環境影響を回避・低減する対策と悪影響を想定した事業損失の代償(リスクヘッジ)を事業者が関係自治体、機関、団体、住民等へ提示する必要がある。	今後の手続きにおいて方法書に記載した手法により現況の調査を行います。その際の調査結果を基に事業による環境への影響を予測及び評価し、環境保全措置を検討のうえ、環境への影響を回避又は十分な低減をいたします。その結果は準備書に記載のうえ、説明会等を通じて、地元の皆様へ内容をご説明いたします。
3	(3)本事業に際し、重大な環境影響の項が生じ、これが回避又は十分な低減が科学的根拠をもとに示すことができない場合、かつ団体や住民との合意形成が困難な場合において、対象事業実施区域の絞り込みや事業規模の縮小はもとより事業計画そのものの見直しを行う必要がある。	方法書以降の調査を基に予測・評価し、影響の回避・低減を検討しますが、その結果、回避又は十分な低減が出来ない場合は配置変更・規模変更なども含めた検討を行う予定です。
4	2 個別的事項	

	(1)騒音及び超低周波音、風車の影 事業計画区域の山地に住居、作業所がある場合。特に低周波音や風車の影による健康影響を含む重大な環境影響が生じるおそれがあるので、日影図の情報等に基づいた適切な方法で調査及び予測を行い、重大な環境影響の有無を評価すること。	超低周波音については、「風力発電施設から発生する騒音等への対応について」（環境省、平成 28 年）によると、『風車騒音には超低周波音あるいはそれに近い周波数の成分も含まれているが、一般的な風車騒音ではこれらの低周波数成分そのものは感覚閾値以下であり、人の健康に影響を及ぼすことを示す直接的な科学的証拠は存在しない。』と記載されております。しかしながら、本事業では超低周波音についても「低周波音の測定方法に関するマニュアル」（環境庁、平成 12 年）で定められた方法により調査を行い、予測及び評価を実施いたします。 風車の影については、影響範囲及び時間をシミュレーションによって把握し、「風力発電所の環境影響評価のポイントと参考事例」（環境省、平成 25 年）を参考にしながら予測及び評価を実施いたします。
5	(2)水環境 事業計画区域内の事業にあたって断層も縦横にあり施業で山崩れが懸念される。また林道拡幅、建設地開削などの土地改変、樹木伐採による表水、地下水の攪乱、濁水発生や土砂の流出、流亡などによる河川へ土砂流出などの負荷は少なくないと考えられることから調査で予測を行い、治水安全度の比較や濁水、陸域から海域への栄養塩の損失など近海の漁業被害も合わせ重大な環境影響の有無を早期に評価すること。	流域あたりの改変率を極力低減するため、今後の詳細設計にあたっては改変面積を可能な限り小さく留め、樹木の伐採範囲を極力小さく計画するよう留意し、濁水発生や土砂の流出、流亡、陸域から海域への栄養塩の損失による影響の低減に努めます。さらに、環境影響評価としては、工事期間中の造成等により一時的に発生する濁水に関して、調査、予測及び評価を実施いたします。 地下水への影響については、風力発電機設置場所付近で別途詳細な地質調査を行い、地下水脈が存在する深さまでの改変を回避するように留意いたします。
6	(3)動物 事業計画区域内ではクマゲラ、クマタカ、チュウヒ、ミサゴなどの希少猛禽類の飛翔が確認あるいは想定され、とくにクマゲラと風車の衝突が大いに懸念される重要ゾーンであることから細心の調査をもって評価すること。 また、大型獣は、エゾヒグマ、エゾシカ、エゾタヌキなどが生息し、特に人的被害の多いエゾヒグマ、農林業被害の多いエゾシカなどは事業による被圧で想定外の移動範囲、距離を生みやすい。 これらは風車事業と関連する管理道を利用し移動時間短縮、食害域を拡大することが報告されている。それら想定されることを評価すること。	対象事業実施区域及びその周囲の希少猛禽類及びその他の鳥類の生息状況、渡り鳥の利用状況について、調査結果及び専門家からの助言を踏まえ、適切に予測及び評価いたします。 また、エゾシカ等の哺乳類については、対象事業実施区域及びその周囲での生息状況を調査により確認し、その結果を踏まえ、必要に応じて、専門家等からの意見聴取や地元住民からの聞き取り等の内容も鑑み、適切な環境保全措置を検討してまいります。
7	(4)植物、生態系 事業計画区域内は土砂流出防備保安林で占められ二股山付近にはブナ自然林になっており林相も多様でブナ、ダケカンバ、シナノキの巨樹も観察される。林床にはサルメンエビネ、ツバメオモト、シラネアオイなどの希少草本、低木にタニウツギ、ノリウツギなどが点々と確認できる。 そのなかで風力発電設備や機材搬入路、管理道路の設置、開削はもとより機材輸送仮設に伴う集積場や路側の掘削など土地改変での植生破壊などによる環境影響の有無とそれらの代償を評価すること。	対象事業実施区域及びその周囲の植物相並びに植生の分布状況について調査を行い、その結果から専門家の助言を踏まえ、適切に予測及び評価いたします。 なお、風力発電機ヤードや搬入道路等の造成については、既存の林道を利用する等、改変面積を可能な限り最小限に抑え、改変による植物の重要な種及び植生への影響を極力低減するよう検討いたします。
8	(5)景観 事業計画区域は国道から近く栗岡付近だと丘の高さと風車ブレード高が同じに感じることで景観への影響、長万部駅、長万部温泉長万部あやめ公園など観光スポット「眺望点」からの景観への影響予測につき評価すること。	風力発電機が視野角 1 度以上で視認される可能性のある範囲内において、公的な H P や観光パンフレット等に記載される眺望の情報が掲載されている地点かつ可視領域図の可視範囲に該当する主要な眺望点を確認いたしました。 その結果を踏まえ、11 地点を景観の調査地点とし

		て選定いたしました。 「長万部駅」、「長万部温泉」及び「長万部あやめ公園」については、公的HPにおいて眺望に関する情報が得られなかったことから、主要な眺望点に選定しておりません。 引き続き情報収集に努め、眺望に関する情報が得られた場合には主要な眺望点への追加選定を検討いたします。
9	(6)人と自然との触れ合いの活動の場 事業計画区域は美利河・ニ股自然休養林にあたり四季ハイキング、春の山菜、秋のキノコなど採取する道民も多い。これについても利用にあたって適切な方法により調査及び予測を行い、環境影響の有無を評価すること。	いただいたご意見を踏まえて情報収集に努め、主要な人と自然との触れ合いの活動の場として機能している場所を改めて確認いたします。情報収集の結果、主要な人と自然との触れ合いの活動の場として機能している場所を特定した場合には適切な調査、予測及び評価を実施いたします。
10	(7)その他 事業計画区域には発電所として送電線網をどのような経路で組むか、送電線路の線引き、電柱の設置箇所、高さ、色彩次第で環境への影響は少なくない。また、風況は期待値ではなく実測値を明らかにしたうえで、北電など契約年数と施設耐用年数に整合性があるか。さらに事業終了、もしくは、事業撤退した場合の施設取り壊し、森林、草地への計画前復元が懸念されることから、これらについても適切な方法、契約による確約及び予測を明らかにし、重大な環境影響の有無を評価すること。さらに工事中の相当量の残土、伐木など建設廃棄物についてその処理について具体的に記載すること。	対象事業実施区域内におきまして、送電線は可能な限り地中埋設を検討のうえ、環境に配慮いたします。 また、風況につきましては当然事業性にもかかわることから、期待値ではなく、実測値を基にした解析を行い、算出していく予定です。なお、それらの解析データを基に、許認可をとっていくことから、耐用年数などに対する整合性についても対応していく予定です。 事業の終了時の撤去につきましては事業期間を通じて費用の積み立てを行い、対応する方針です。 工事の実施に伴う残土及び廃棄物については、その発生の抑制に努めるとともに、発生した場合の処理方法等について準備書に記載いたします。
11	(8)所見 風力、地熱、水力、太陽光などの自然再生可能エネルギー事業を推進し電源を分散していくのはわが国の求めるところで当会、当ネットワークも反意は無い。しかしながら、環境影響評価方法書、環境影響評価の段階で本風力発電事業、実施計画区域での風力発電事業計画には次の3項で水環境、沿岸漁業、生態系および安全へ悪影響が生ずると懸念されるため、早期に事業可否の判断をされたい。	防災に対する内容に関しては、別途森林法に定められた林地開発許可制度の中で、自治体関係部署と協議を行い、濁水対策設備の設計や対策を今後詳細に検討し、周辺の水環境に配慮のうえ、土砂災害の対策を講じた事業計画を策定いたします。なお、環境影響評価は、事業実施の可否を判断するものではなく、環境保全措置を講じることにより、周辺環境への影響を回避又は極力低減することができるかについて検証することが制度の主眼になります。そのため、調査、予測及び評価を実施し、本地域の環境に重大な影響を生じさせないために、どのような対策が重要であるかを検討したうえで、より良い事業計画策定に反映させる所存です。
12	a. 流域の林道、施業道および丘陵の土地改変は健康なブナ帯林相へダメージを及ぼし裸地増加で区域の流出率を上げ、土砂移動の増加が危惧され治水安全度を少なからず悪化させると考えられる。 また、流域は地盤が崩れやすい砂岩もあり泥岩、凝灰角礫岩層は地滑りを起こしやすく事業にあたって林道改変、風車建設などの起因で土砂災害や林道、管理用道路からの濁水の長期化が沿岸漁業へ、河川への負荷が地下水脈の攪乱をおこし上水道（井戸）へ影響をあたえる懸念もある。	河川の治水環境に配慮するため、流域あたりの改変率を極力低減するため、今後の詳細設計にあたっては改変面積を可能な限り小さく留めるように留意して設計いたします。なお、林地の改変により、改変場所の流出係数が変化いたしますが、裸地に降った雨を裸地の流末に沈砂池を設置して、周辺林地に浸透させることで、流域流出率の上昇を抑制いたします。林道や管理道路の排水も短い区間に区切って、極力河川等からの離隔が取れる場所から周辺土壌に浸透させることで、流域流出率の上昇を抑制いたします。上記の対策を講じることで、河川環境への影響を極力低減し、沿岸漁業に支障が生じないよう、最大限配慮いたします。
13	b. 事業区域は風車の回転音、低周波がヒグマ、エゾシカの生活攪乱や森の改変で森林植生への被圧、彼らの好餌部消滅など影響は少なくないと考えら	ヒグマやエゾシカ等の大型哺乳類について対象事業実施区域及びその周囲での生息状況を調査により確認し、その結果を踏まえ、必要に応じて、専門家等

	れ、回避行動が市街地近い植林地、田畑や住民へ向かい人的被害、一次産業へのポテンシャルは否定できない。	からの意見聴取や地元住民からの聞き取り等の内容も鑑み、適切な環境保全措置を検討してまいります。
14	c. 事業区域は土砂流出防備保安林でとくに北部付近(二股山)は特定植物群落で鳥獣保護区の美利河ブナ林に近くブナ自然林とチシマザサ群が多い生態系の最重要ゾーンであって攪乱が危惧される。	対象事業実施区域及びその周囲の動物の生息状況及び植物相・植生の生育状況について、調査結果及び専門家からの助言を踏まえ、適切に予測及び評価いたします。
15	これらから、安全や生態系保全上も本風力発電計画は環境へ少なからず悪影響を与えるものと考え意見する。	いただいたご意見を踏まえ、今後、調査、予測を実施し、本風力発電計画が地域の安全や生態系保全等にどのような影響を及ぼすかについて適切に評価いたします。

(意見書 2)

No.	意見の概要	事業者の見解
16	1. 基本的な考え方について ・風力発電施設(以下、風車という)の導入は地球温暖化対策等に果たす役割や必要性があるというのが国の見解ではあるが、私たちは貴重な自然環境や周辺住民の生活環境に悪影響を及ぼすような風車建設計画については、様々な問題があると考えます。加えて、現状では、本計画の対象地域において豊かな生態系が織りなす景観の重要性が十分に認識されておらず、また全ての動植物等の生態について明らかになっていない部分が多いものと考えます。	今後、方法書でお示しした調査を実施し、自然環境や周辺住民の皆様の生活環境への影響を予測・評価したうえで、必要に応じて環境保全措置を講じることで影響の回避、低減を図ってまいります。 また、生態系の保全は生態系を含めた景観の観点からも重要と考えておりますので、そのために動植物についての現況把握に努め、予測及び評価の結果を準備書に記載いたします。
17	・このような中で、大型で大規模な風車が建設されることは、今後、永きにわたり本地域における自然環境を大きく損なう恐れがあることから、事業の中止あるいは事業規模の大幅な縮小を求めます。	今後実施する現地調査、予測及び評価の結果を踏まえ、自然環境への影響を最小限にできるような事業計画としてまいります。
18	2. 意見書の提出方法について ・意見書の提出について、意見書様式に従い縦覧場所に備付けの意見書箱に投函か郵送とのことであるが、メールでの受付を行うように改善すべきです。	今後、メールでの受付についても検討してまいります。
19	・インターネットによる環境影響評価図書の公表に当たっては、広く住民や道民からの意見を求められるよう、印刷ができるようにすることや、縦覧期間終了後も閲覧できるようにするなど、広く率直に計画内容を公表する態度が重要です。環境影響評価図書の印刷及びダウンロードについては、北海道環境影響評価審議会も開示するように要望しております。	印刷や縦覧終了後の閲覧につきましては著作権などの関係から不可とさせていただいておりますが、今後検討してまいります。
20	3. 海鳥への影響について ・事業実施想定区域の沿岸部は、海鳥の繁殖地であり、海域は採餌等に利用するマリーン IBA となっています。また、生物多様性の観点から重要度の高い海域でもあり、環境保全の観点から見てもこのような重要地において事業を進めるべきではありません。	本事業は陸上の風力発電事業であり、海域は改変を行わないため、海鳥が採餌に利用する海域については影響がないものと考えております。マリーン IBA に記載されている重要な海鳥の繁殖地としましては、弁天島であると認識しております。 しかしながら、対象事業実施区域から海岸まで約 2km の離隔があるものの、今後実施する現地調査において海鳥が確認されることも十分想定されます。海鳥が確認された際には記録を行い、得られた結果を元に適切に予測及び評価いたします。
21	4. 騒音および低周波音、超低周波音による影響について ・風車建設予定地より最寄りの住宅等まで約 1.2km と至近距離であることから、低周波音や風車騒音による影響が出る可能性が危惧されます。北海道	騒音・超低周波音の影響度合いは距離だけではなく、地形や土地利用の状況によっても異なります。最寄り住宅付近、「グループホーム」付近でも現地調査

	内の研究機関によると、2018 年石狩湾新港周辺 4 事業による累積的影響評価シミュレーションでは、5km 以上離れている石狩市・札幌市・小樽市において多くの住民が圧迫感・振動感を感じ、睡眠障害の疾患も生じ得るという結果が予測されています。また昨年、北見市常呂では風力発電 7 基の試運転が始まりましたが、12 月の北見市議会定例議会において、風車騒音の苦情が報告されています。これらのことから、最新の知見等の情報に基づいた確実な方法により調査、予測を実施して、影響の回避を必ず行うべきです。	を実施したうえで、地形や気象条件も考慮した予測により影響を評価し、その結果を準備書に記載いたします。調査、予測及び評価にあたっては、最新の知見等の情報に基づいた確実な方法により実施いたします。
22	5. 景観に対する影響評価手法について ・景観は環境影響評価で垂直見込み角によって評価されていますが、これは鉄塔の評価基準ですので、風車の評価基準として利用するのは不適切です。視認可能な垂直見込み角では何本か並んで一体として見えても 1 本として判断し、水平見込み角は考慮しないという判断基準は球形に見える風車が複数並んでいることを想定しておらず、この地域の景観の価値を適切に評価することができません。風車は水平に複数が並んでいると一体のものとして見えるため、1 本 1 本の高さではなく、全体的な水平見込み角によって評価すべきです。	方法書においては、景観についての調査及び予測・評価の手法についてお示ししております。今後の現地調査結果を踏まえ、準備書において実施する予測及び評価においては、風力発電機の見え方に関する知見である、平成 29 年「国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（NEDO）」の「環境アセスメント迅速化研究開発事業（既設風力発電施設等における環境影響実態把握 1）」も参考といたします。 なお、風力発電機の水平の広がりについては、評価の指標が存在しないことから、評価が難しいと考えておりますが、準備書において予測結果を適切にお示しいたします。
23	6. 国有林内での計画について ・風車建設予定地は国有林であり、土砂流出防備保安林です。国有林は国民の財産でもあり、環境保全、水資源保全・土砂災害防止の見地からも改変せずに守らなければならない地域であることから、このような場所において、風車建設を行うべきではありません。	国有林、保安林における改変は関係機関と協議、調整を行ったうえ、許可手続きを経て実施しますが、環境保全、水資源保全・土砂災害防止の見地から影響をできるかぎり低減できるように事業計画を検討いたします。
24	7. 災害の懸念について ・風車建設予定地の大部分が防土砂流出防備保安林であり、環境保全や災害防止の見地からも改変せずに守らなければならない地域であることから、このような場所において風車建設を行うべきではありません。また、計画区域内は、崩壊土砂流出危険地区であり、土砂災害危険箇所と重複しております。さらに、下流域は市街地が広がっており土地の改変で災害が発生する懸念があることから、事業規模の大幅な縮小が必要と考えます。	保安林については上記回答のとおりですが、今後の事業計画を進めるにあたり、詳細な現地調査・検討を行い、関係機関との確認・協議の上、可能な限り環境影響の低減を検討いたします。
25	8. 協議会について ・これらの調査結果の評価は、環境影響評価だけでなく、野鳥保護団体を含む自然保護団体、観光関係者や地元自治体などを含めた開かれた協議会の場で行うべきです。	調査結果に基づく予測及び評価結果は準備書に記載した上、公告・縦覧し、住民説明会でご説明し、皆様のご意見を伺います。この説明会には当然ながら各種団体もご参加いただけますので、別途特定団体向け協議会の設置等は考えておりません。 本事業は、今後の環境影響評価手続きの中で、北海道庁や経済産業省の法に基づく適正な審査を受けることとなっております。
26	9. 以上のことから、この計画は地域住民やこの地域の自然景観や自然環境を愛する多くの人々に十分な説明を行い、住民参加による合意形成をじっくり計って進める姿勢が取られているとは言い難く、今後計画を進めるに当たってはより一層の住民参加・合意形成を計る努力を行うことが必要であり、もしその意思がないのであれば計画は撤回するべきです。 以上	調査結果に基づく予測及び評価結果は準備書に記載した上、公告・縦覧し、住民説明会に皆様のご参加をいただき、ご意見を伺います。今後計画を進めるに当たってはより一層の住民参加・合意形成を図るよう努めてまいります。

(意見書3)

No.	意見の概要	事業者の見解
27	土砂災害、森林の洪水防止機能の喪失、生態系の攪乱の恐れがあることから本事業計画の撤回を求めます。 ■森林の土砂流出防備機能 対象事業実施区域内の国有林はほぼ全域が土砂流出防備保安林に指定されています（方法書の図3.2-18）。風車12基のうち#1を除く11基がその範囲に設置される計画です。この範囲の国有林は「山地災害防止タイプ」に区分されています¹⁾。「山地災害防止タイプ」の森林とは「災害に強い国土基盤を形成する観点から、山地災害防止及び土壌保全機能の発揮を第一とする森林」であり²⁾、「土砂の流出や山崩れから、人命・施設を守るなど、安全で安心な国民生活の維持を重視して森林を守り育て」るように施業がなされています²⁾。 また、風車#4～#12が設置される計画の稜線の直下に源頭部を持つイヌヌシナイ川、突田川、土津田川、フラノベツ川は崩壊土砂流出危険渓流に指定されています（方法書の図3.2-21）。	樹木の伐採や土地の改変につきましては、詳細な現地調査・検討を行い、関係機関との確認・協議の上、可能な限り環境影響の低減を検討する予定です。
28	さらに、風車#1～#3が設置される計画の稜線の直下に源頭部を持つオバルベツ川は土石流危険渓流に指定されています。なお、方法書には土石流危険渓流の記載がありません。図3.2-22にはオバルベツ川流域の土砂災害警戒区域が示されていますが、土砂災害警戒区域は扇頂部より下流に指定されますから土砂の堆積場所です。土砂の発生場所はその上流部にあります。それが土石流危険渓流です。樹木の伐採や土地の改変が与える影響を考える場合、土砂の発生場所に注目する必要があります。「北海道土砂災害警戒情報システム」には土砂の発生場所の情報が提供されています。「位置図」というファイルです³⁾。それらを参照して図3.2-22を書き直してください。	方法書においては、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定状況について記載いたしました。準備書以降においては、最新の資料を収集し、確認いたします。
29	要約書の図2.2-6の新設道路と図2.2-16の既存道路を見比べると風車ヤードとアクセス道路のために新たに大規模な伐採が行われる計画です。しかし、上記のように対象事業実施区域は土砂流出の恐れのある区域です。特に、風車#2～#12は遷急線の近くにあります。遷急線とは尾根から谷に向かって斜面を見下ろしたときに、傾斜が急になる地点を繋いだ線です。いわゆる山の肩と呼ばれる場所です。遷急線は「侵食前線」とも呼ばれ、最も崩壊の可能性が高い場所です。 遷急線の近く、まして土砂流出防備保安林の遷急線の近くの樹木を伐採したり、土地を改変することはたいへん危険です。土砂災害の素因を作る行為です。止めてください。 1) 渡島檜山森林計画区第6次施業実施計画図 2) 関東森林管理局国有林の機能類型 https://www.rinya.maff.go.jp/kanto/policy/business/kokuyuurinnokinouruikata.html 3) 北海道土砂災害警戒情報システム土砂災害警戒区域等の指定状況オバルベツ川位置図 https://www.njwa.jp/hokkaido-sabou/designated_PDF/II-23-0090_ichizu.pdf	保安林内の樹木の伐採などにつきましては詳細な現地調査・検討を行い、関係機関との確認・協議の上、可能な限り環境影響の低減を検討いたします。
30	■森林の保水機能 長万部町は近年たびたび大雨や台風による被害を	対象事業実施区域及びその周囲の植生の分布状況

	受けています。2010 年以降だけでも 6 回の災害が記録されています 4)。 対象事業実施区域内はトドマツの人工林を囲むように樹齢 150 年以上のブナクラス域代償植生の天然林が広く分布しています 5)。方法書の図 3.1-25 でシラカンバ-ミズナラ群落として示されている部分がそれらの天然林です。それらの壮年期にある天然林を伐採しないでください。 近年激しさを増す降雨を考えれば、それらの保水機能や土砂流出防備機能は年を追うごとに重要になると思います。 4) 長万部町地域防災計画資料編 p. 28 https://www.town.oshamambe.lg.jp/soshiki/2/433.html 5) 国土数値情報国有林野データ https://nlftp.mlit.go.jp/ksj/gml/datalist/KsjTmplt-A45.html	について調査を行い、その結果を踏まえ、植生への影響を極力低減するよう検討いたします。 また、森林の保水機能や土砂流出防備機能にも配慮し、改変面積を可能な限り最小限に抑え、改変による影響を極力低減するよう検討いたします。
31	■残土 要約書の表 2.2-5 によれば、69,990m³の残土が発生する予定です。「処理できない残土は対象事業実施区域外への搬出を検討する」とありますが、北海道新幹線の札幌延伸工事に伴い、残土処理場はどこも逼迫しているのではないのでしょうか。早めに検討を行い情報を提供してください。対象事業実施区域内は土砂流出の恐れや溪流の生態系破壊の恐れがあります。 残土置き場を対象事業実施区域内に造ることは絶対に避けてください。	残土についてですが、方法書段階の現時点ではあくまで測量などを行っていない段階での想定となっております。今後、現地調査を行う中におきまして測量や風車配置を行い、風車ヤードの設計、道路の新設/拡幅箇所を検討してまいります。 なお、対象事業実施区域内に残土置き場を置くことは想定しておりません。
32	■ヒグマ 対象事業実施区域はヒグマのすみかです。その稜線上に風車を多数設置することは、彼らの生活を攪乱することです。特に、低周波音や超低周波音に対する彼らの反応は解明されていません。 海外では哺乳類の風車の忌避 (displacement) が報告されています 6)。それによると、影響範囲は、トナカイで 5km 以上、オオカミで 5km 程度とあります。これは看過できない数値です。ヒグマの場合はどうなのでしょう。同報告書によれば、国内でのエビデンスはないとのこと。もし、ヒグマなどの大型哺乳類に対する影響範囲が数 km に及ぶならば、風車は明らかに生態系を攪乱しているといえます。 ヒグマがふもとの集落に出現する頻度が増加することは十分に予想されます。ヒグマを含む大型哺乳類に対する風車の影響についての知見が十分に蓄積され、精度の高いモデルが構築されるまで本事業は中止すべきです。 6) 「陸上風力発電事業による生態系への環境影響評価の手法と課題 (平成 31 年 3 月)」陸上風力発電事業による生態系への環境影響評価の手法と課題に関する委員会 以上	ヒグマやエゾシカ等、大型哺乳類についても対象事業実施区域及びその周囲での生息状況を現地調査により確認し、その結果を踏まえ、必要に応じて、専門家等からの意見聴取や地元住民からの聞き取り等の内容も鑑み、適切な環境保全措置を検討してまいります。

○日刊新聞紙における公告

令和 6 年 3 月 28 日（木）北海道新聞（朝刊）及び函館新聞（朝刊）

「環境影響評価法」に基づき、「（仮称）長万部風力発電事業 環境影響評価方法書」を縦覧し、説明会を開催いたします。	一、事業者の名称 長万部風力開発株式会社 代表取締役 松本 智	二、事業所の所在地 東京都千代田区霞が関三丁目二番五号 （仮称）長万部風力発電事業 風力発電所設置事業（陸上） 発電設備出力…最大四万八千キロワット （基数…最大十二基）	三、対象事業実施区域 北海道山越郡長万部町 環境影響を受ける範囲であると認められる地域の範囲 北海道山越郡長万部町	四、縦覧の場所・時間 長万部町役場、渡島総合振興局保健環境部環境生活課 ※いずれも、土・日・祝日を除く開庁時 電子縦覧 https://data.jnet.co.jp/info/oshamanabe/ 令和六年三月二十八日（木）から 令和六年五月九日（木）まで	五、意見書の提出 環境影響評価方法書について、環境の保全の見地からのご意見をお持ちの方は、書面に住所・氏名・意見（意見の理由を含む）をご記入のうえ、令和六年五月二十三日（木）までに縦覧場所に備え付けておられます意見書箱にご投函くださるか、問い合わせ先へご郵送ください（当日消印有効）。	六、住民説明会の開催を予定する場所・日時 一、多目的活動センターあつまんべ（長万部町長万部三十六番地二） 令和六年四月九日（火） 十八時から	七、問い合わせ先 長万部風力開発株式会社 〒一〇〇六〇一五 東京都千代田区霞が関三丁目二番五号 霞が関ビルディング十五階（日本風力開発（株）内） 電話 〇三（三五一九）七四八一	八、土・日・祝日を除く、九時三十分から十七時三十分まで（担当 長谷川）
---	--	--	--	--	---	---	---	--

○広報による「お知らせ」

広報おしゃまんべ（令和6年3月号）

「(仮称)長万部風力発電事業 環境影響評価方法書」の 縦覧及び住民説明会のお知らせ

長万部風力開発株式会社が計画する「(仮称)長万部風力発電事業」について、環境影響評価の調査、予測及び評価の手法を取りまとめた「環境影響評価方法書」を以下のとおり縦覧するとともに、住民説明会を開催いたします。

●事業名称 「(仮称)長万部風力発電事業」

●対象事業実施区域 北海道山越郡長万部町

●縦覧場所 長万部町役場

●インターネットによる公表

<https://data.jwd.co.jp/info/oshamambe/>

●縦覧期間

令和6年3月28日（木）～令和6年5月9日（木）

●意見書受付期間

令和6年3月28日（木）～令和6年5月23日（木）

※環境影響評価方法書について、環境の保全の見地からのご意見をお持ちの方は、書面に住所・氏名・意見（意見の理由を含む）をご記入のうえ、意見書受付期間終了日まで、縦覧場所に備え付けの意見書箱にご投函いただくか、下記のお問い合わせ先へご郵送ください（当日消印有効）。

●縦覧・意見書受付時間

土・日・祝日を除く開庁時

●住民説明会（開催日時、会場）

・令和6年4月9日（火）18時から

・多目的活動センターあつまんべ

＜お問い合わせ先＞

長万部風力開発株式会社 長谷川（☎03-3519-7481）

※土・日・祝日を除く9時30分から17時30分まで

〒100-6015 東京都千代田区霞が関3丁目2番5号

霞が関ビルディング15階（日本風力開発㈱内）



○インターネットによる「お知らせ」

(北海道のウェブサイト)



北海道

北海道トップ



お知らせ



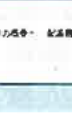
組織から探す



防災情報

Google

検索



[北海道](#)
[環境省と協働推進事業](#)
[協働推進計画](#)
[法108（仮称）長万部電力発生事業](#)

法108（仮称）長万部電力発生事業

[ページトップ](#)
[事業の概要](#)
[事業の概要](#)
[方法書](#)

事業の概要

事業名

長万部電力発生事業

事業の種別

電力発電

事業の規模

最大46,000kW

事業実施区域

長万部町

関係市町村

長万部町

関係書

環境影響評価法による第二種事業であり、環境影響評価なし。

方法書

概説

公表日

令和6年(2024年)3月28日

掲載期間

令和6年(2024年)3月28日～令和6年(2024年)5月9日

一斉意見提出期間

令和6年(2024年)5月22日

関係場所

- ・長万部町・岩間
- ・岩間地区計画推進協議会・環境共生推進

インターネットによる公表

事業ウェブサイトなど

説明会

場所

長万部町 多目的活動センター・あつまんへ

日時

令和6年(2024年) 4月19日（土）18:00～

知事直見

カテゴリ

[お知らせ](#)
[環境影響評価](#)

環境保全局環境計画課のカテゴリ

[環境影響評価](#)

このページに関するお問い合わせ

環境保全局環境計画課 環境影響評価係

〒060-8586 札幌市中央区北3条西6丁目

TEL: 011-264-5981

FAX: 011-222-1351

お問い合わせフォーム

資料更新日: 2024年 3月28日（水曜日）



お問い合わせ・監査窓口

資料のご提供

サイトポリシー

個人情報取扱いについて

サイトマップ

北海道オープンデータの取組

〒060-8586 札幌市中央区北3条西6丁目 電話番号 011-221-4111（総合案内）

～所内・留守番電話～ 080-4514-1700（1）（2）受付時間 2月24日（水）～3月31日（金）

3）受付時間 7:00～20:00（10:00～）

北海道

Hokkaido

© 2024 HOKKAIDO GOVERNMENT

(長万部町のウェブサイト)




[トップページ](#)
[お問い合わせ](#)
[観光](#)
[産業・経済](#)
[教育・文化・スポーツ](#)
[暮らし・子育て](#)

[トップページ](#)
[お問い合わせ](#)
[観光](#)
[産業・経済](#)
[教育・文化・スポーツ](#)
[暮らし・子育て](#)

【お知らせ】《仮称》長万部風力発電事業環境影響評価方法書の縦覧及び住民説明会

更新日：2024年3月26日更新 [このページを見る](#)

長万部風力開発株式会社が計画する「《仮称》長万部風力発電事業」について、環境影響評価の調査、予測及び評価の手法を取りまとめた「環境影響評価方法書」を以下のとおり縦覧するとともに、住民説明会を開催いたします。

縦覧について

- 事業名称 「《仮称》長万部風力発電事業」
- 事業区域 北摩連山越部長万部町
- 施設場所 長万部町字長万部453番地1 長万部町役場2階 まちづくり推進課
- 縦覧期間 令和6年3月28日木曜日から令和6年5月9日木曜日まで（土日・祝日を除く随時随時）
- 意見受付期間 令和6年3月28日木曜日から令和6年5月23日木曜日まで（土日・祝日を除く随時随時）

住民説明会について

- 開催日時 令和6年4月9日火曜日18時から
- 開催場所 長万部町字長万部36番地2 長万部町多目的センターあつまへ

お問い合わせ先

- 東京部千代田区役所が3丁目2番5号 長万部風力開発株式会社
- 電話番号 03-3519-7481

くわしくはこちらから
<https://oshamambe-town.jp/oshamambe-town/> <外部リンク>

重要なお知らせ

- 2024年3月27日更新
[長万部町立病院の名称と病院](#)
- 2024年3月22日更新
[インフルエンザ流行状況の発表](#)
- 2024年3月19日更新
[令和6年長万部町インフルエンザ流行状況の発表](#)

[重要なお知らせの一覧](#)
[重要なお知らせのPDF](#)

[よくある質問と回答](#)

Hokkaido

Oshamambe Town

法人番号0000020013471
〒040-3592 北海道山越部長万部町字長万部453-1
TEL 01377-2-2000 FAX 01377-2-4884
受付時間：月曜日から金曜日（土日・祝日・年末年始を除く）
午前8時30分から午後5時15分まで

※申請外及び土日・祝日、年末年始（12月31日から1月3日まで）は、1階事務室まで、出生・婚姻・死亡などの各戸籍の届出の受付、その他必要なお問い合わせ、ご相談などの受付を行っています。

Copyright © Oshamambe Town All Rights Reserved

長万部町の人口

人口：4,832人
男性：2,292人
女性：2,540人
世帯：2,807世帯

令和6年2月29日現在
[「長万部町の人口」詳細はこちら](#)

(当社のウェブサイト)



「(仮称)長万部風力発電事業 環境影響評価方法書」の公表について

2024年3月28日
長万部風力開発株式会社

環境影響評価法第5条の1に基づき、(仮称)長万部風力発電事業 環境影響評価方法書（以下、「方法書」）並びに同方法書の要約書（以下、「要約書」）を作成しましたので、同法第7条の規定に基づき公表します。

縦覧について

縦覧期間	2024年3月28日（木）から2024年5月9日（木） ※いずれも、土・日・祝日を除く開庁時
縦覧場所	・長万部町役場 ・北海道渡島総合振興局

住民説明会について

- 日時：2024年4月9日（火）18時から
会場：多目的活動センターあつまんべ（長万部町長万部三十六番地二）

※住民説明会参加の際は、受付において手指の消毒、名簿への記入（住所／氏名）にご協力をお願いします。
ご協力いただけない場合は参加をお断りすることがございます。
なお、マスクの着用は個人の判断にゆだねておりますが、感染防止のため着用を推奨しております。

意見書の提出について

意見書提出方法	縦覧場所に設置の意見書箱へ投函いただくか、下記問い合わせ先へご郵送ください
意見書提出期間	2024年3月28日（木）から2024年5月23日（木）
意見書様式	意見書様式のダウンロードはこちら

○ご意見記入用紙

「(仮称) 長万部風力発電事業 環境影響評価方法書」

閲覧及びご意見用紙

ご住所 _____

ご氏名 _____

環境の保全の見地からのご意見をお持ちの場合は、ご記入願います。

注1：本用紙の情報は、個人情報保護の観点から適切に取扱います。

2：この用紙に書ききれない場合は、裏面又は同じ大きさ（A4サイズ）の用紙をお使い下さい。

